

2013年2月15日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRSの年次改善 2011-2013年サイクル」に対するコメント

我々は、国際財務報告基準（IFRS）の改善を提案する公開草案（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

1. 我々は、IFRSが改善するかどうかという観点から、本公開草案において示された年次改善プロジェクト2011-2013年サイクルにおける提案に基本的に同意する。
2. 次の2つの事項について、コメントする。
 - IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の有効なIFRSの意味
 - IAS第40号「投資不動産」の不動産を投資不動産又は自己使用不動産に分類する際の、IFRS第3号「企業結合」とIAS第40号「投資不動産」との相互関係の明確化

今回、我々が指摘した点も考慮して、さらに、より適切な改善に向けて検討していただきたいと考えている。

有効なIFRSの意味

3. 我々は、今回の修正案の処理に同意するが、基準本文と結論の根拠の整合性に関して、次の懸念がある。
4. 提案されているIFRS第1号BC11A項の但書き（ただし、本基準が他の方法を許容又は要求する免除又は例外を設けている場合を除く）については、IFRS第1号第8項においては明確にされていない。BC11A項の但書きの規定について、結論の根拠のみに記述することは、基準本文と結論の根拠との再度の不整合が生じる懸念がある。従って、BC11A項の但書きの規定については、IFRS第1号第8項の中にも記述されるべきである。

不動産を投資不動産又は自己使用不動産に分類する際の、IFRS 第 3 号「企業結合」と IAS 第 40 号「投資不動産」との相互関係の明確化

5. 我々は、今回の修正案の処理に同意するが、既存の適用企業に認められる経過措置について、初度適用企業にも同様の規定が認められるべきであると考える。
6. 既存の適用企業については、経過措置が規定されており、採用する最初の期間の期首からの投資不動産の取得に将来に向かって適用することが求められている。しかしながら、初度適用企業については、同様の規定が提案されていないことから、最初の IFRS 報告期間の期末日が、本修正案の発効日後となる場合、常に遡及適用が求められることになる。このことは、初度適用企業が IFRS 第 1 号の付録 C に従い、企業結合に関する免除を選択した場合と矛盾する可能性がある。既存の適用企業に認められる経過規定と同様の規定が、初度適用企業にも認められるべきである。

☆ ☆ ☆

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚
企業会計基準委員会 副委員長